

## 事案概要及び勧告の内容について

### 第1 事案概要

(1) 北海道電力ネットワークが管理する系統運用自動化システムの2つのサブシステム<sup>1</sup>について、特定関係事業者たる発電事業者に該当する北海道電力においても、北海道電力ネットワークが登録した、電気事業法が規定する非公開情報に該当する情報<sup>2</sup>を閲覧することができるようになっており、実際に北海道電力において閲覧されていた。また、上記2システムを含む4つのサブシステム<sup>3</sup>について、システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録・保存しておらず、特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかの定期的な確認を行っていなかった。

電力・ガス取引監視等委員会は、令和4年末以降に発生した他の一般送配電事業者における情報漏えい事案に関連して、北海道電力ネットワークに対し、数回にわたり非公開情報の管理の用に供するシステムのアクセス権限の設定状況等を調査するよう指示を行っていた。北海道電力ネットワークは、調査時に系統運用自動化システムのメインシステムである監視制御用システムに不備がなかったことから系統運用自動化システム全体について不備がないと判断し、各サブシステムの調査を行っておらず、電力・ガス取引監視等委員会からの指示に対し不十分な調査・分析しか行っていなかった。

なお、北海道電力の従業員において、閲覧した北海道電力ネットワークの非公開情報を発電事業者間の競争に影響を与えるような不適切な態様で利用した事実までは認められなかった<sup>4</sup>。

---

<sup>1</sup> 停電管理システム（各発電所や送配変電設備の停電作業計画に係る情報を管理するシステム）及び設備変更管理システム（各発電所や送配変電設備の新設・増設、変更、廃止等の情報を管理するシステム）。

<sup>2</sup> 他の発電事業者の設備の停電作業に係る情報、他の発電事業者の設備の故障継続情報等。

<sup>3</sup> 停電管理システム及び設備変更管理システムに加え、系統運用情報サービス（発電所・変電所別の故障継続情報等の設備情報や系統状況等を管理するシステム）及び事故情報提供システム（特別高圧系統の事故情報を管理するシステム）。

<sup>4</sup> 北海道電力は北海道電力ネットワークより発電所の送変電設備の保守業務等を受託しており、当該業務受託部署の従業員が受託業務の遂行のために系統運用自動化システムの各サブシステムを利用していた。

(2) 北海道電力ネットワークの組織間共有フォルダ及びポータルサイトに保存された非公開情報の取扱状況を管理しておらず、特定関係事業者たる発電事業者に該当する北海道電力において、北海道電力ネットワークが保存した非公開情報<sup>5</sup>を閲覧することができるようになっており、実際に北海道電力において閲覧されていた。

なお、北海道電力の従業員において、閲覧した北海道電力ネットワークの非公開情報を発電事業者間の競争に影響を与えるような不適切な態様で利用した事実までは認められなかった<sup>6</sup>。

(3) 北海道電力の一部の従業員が、北海道電力ネットワークが作成した非公開情報を含む紙媒体の資料<sup>7</sup>を所持しており、北海道電力ネットワークの情報であるとの認識をもって、発電設備を新設する場所を検討し、意思決定権者である部長への相談資料を作成するといった、北海道電力の発電事業の業務において当該情報を利用していた。

なお、部長以上の幹部を含む組織的な利用は認められず、また、実際に部長に相談した時点（令和6年2月下旬）では、審議会資料<sup>8</sup>において、北海道内の最新の送配電設備の設備計画が公表されていたことから、発電事業の業務において非公開情報を利用したことによる発電事業者間の競争に与える影響は限定的であった。

## 第2 北海道電力ネットワークに対する勧告

上記事案（1）のとおり、北海道電力ネットワークが非公開情報の管理の用に供する上記各サブシステムにおいて、非公開情報に該当する他の発電事業者の電源作業停止計画や発電機事故状況等の情報が北海道電力から閲覧可能な状態になっていたことは、一般送配電事業者が負う非公開情報の管理の用に供するシステムの構築に係る体制整備義務に違反することが認められた。また、過

---

<sup>5</sup> 発電所の最大受電電力、変圧器の容量、発電所構内の系統図等が記載された給電系統図や、特定の変電所の増強について検討した資料等。

<sup>6</sup> 一例として、北海道電力ネットワーク側の事故により発電所が停止する等の事態が生じた際に事故発生地点を推測するために非公開情報を含む給電系統図を閲覧した、発電所のリプレース工事の設計のための知識習得の目的で非公開情報を含む給電系統図を閲覧した等の事実が認められた。

<sup>7</sup> 令和4年9月から11月頃にかけて作成された、全国大の中長期的な系統整備計画（広域系統長期方針）の実現に伴い想定される将来的な北海道エリアの系統構成を検討した資料。

<sup>8</sup> 電力広域的運営推進機関 第75回広域系統整備委員会 資料1-3（令和6年2月26日開催）

去の電力・ガス取引監視等委員会からの調査指示に対し不十分な調査・分析しか行っていなかった事実が認められた。

上記事案（２）のとおり、特定関係事業者と共有する、非公開情報を保存する情報共有ツールにおける非公開情報の取扱状況を管理していなかったことは一般送配電事業者が負う情報管理に係る体制整備義務に違反することが認められた。

上記事案（３）のとおり、非公開情報を含む紙媒体の管理の不備が認められた。

以上のことから、以下の措置を講ずるよう、北海道電力ネットワークに対して勧告を実施した。

- ① 令和５年５月１２日付で電力・ガス取引監視等委員会に対して報告がなされている内部統制の強化に係る取組に関して、未実施又は不十分な事項を整理し、報告した上、早期に実施すること。
  - ② 情報共有ツールに保存される非公開情報の取扱いを管理するための計画を立案し、提出すること。計画の進捗状況を定期的に電力・ガス取引監視等委員会に報告しつつ、当該計画を実施すること。
  - ③ 事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。
  - ④ 上記①及び②の勧告内容に係る改善計画が不十分であると認められる場合においては、必要に応じて追加的な改善策を策定し、実施すること。
- また、勧告内容の実施状況について、電力・ガス取引監視等委員会のフォローアップに誠実に対応すること。

### 第３ 北海道電力に対する勧告

上記事案（３）のとおり、部長以上の幹部を含む組織的な利用は認められなかったが、利用した情報はその利用方法・利用時期によっては他の発電事業者との競争に重大な影響を及ぼす可能性のある情報であって、他の発電事業者との間に不公平な状況が生じていたといえ、電気事業法の行為規制の趣旨からすると不適切な閲覧であったことが認められることから、以下の措置を講ずるよう、北海道電力に対して勧告を実施した。

- ① 令和５年５月１２日付で電力・ガス取引監視等委員会に対して報告がなされている内部統制の強化に係る取組に関して、未実施又は不十分な事項を整理し、報告した上、早期に実施すること。
- ② 事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。

- ③ 上記①の勧告内容に係る改善計画が不十分であると認められる場合においては、必要に応じて追加的な改善策を策定し、実施すること。  
また、勧告内容の実施状況について、電力・ガス取引監視等委員会のフォローアップに誠実に対応すること。

以上